

第 4 号議案

第 2 種共同漁業（小型定置網漁業）の漁具設置に係る協議について

このことについて、漁業権の条件に基づき、西岬漁業協同組合ほか
1 漁協から別添のとおり協議がありましたので審議されたい。

令和 8 年 7 月 1 6 日

会 長 石 井 春 人

令和8年度小型定置漁業 漁具設置協議概要

漁業権番号 漁業種類	漁業権者	漁場の位置	行使者名	身網 最深部 の水深	漁具設置 協議期間	備考
共第28号 あじ小型	西岬漁協	館山市 洲崎地先	館山市洲崎141-2 平田 誓	26m	R8.9.1 ～ R9.8.31	
共第29号 あじ小型	西岬漁協	館山市 伊戸地先	館山市伊戸963-1 株式会社こがね水産 代表取締役 小金 武史	21m	R8.9.1 ～ R9.8.31	
共第38号 あじ小型	東安房漁協	南房総市 和田地先	南房総市和田町和田636 株式会社庄司政吉商店	26.8m	R8.10.15 ～ R9.9.15	
合計	2漁協	3か統				

小型定置漁業漁具設置協議書

令和 8 年 6 月 17 日

千葉海区漁業調整委員会
会長 石井 春人 様

住 所 館山市浜田 148 番地
名 称 西岬漁業協同組合
代表理事組合長 海老原 齊

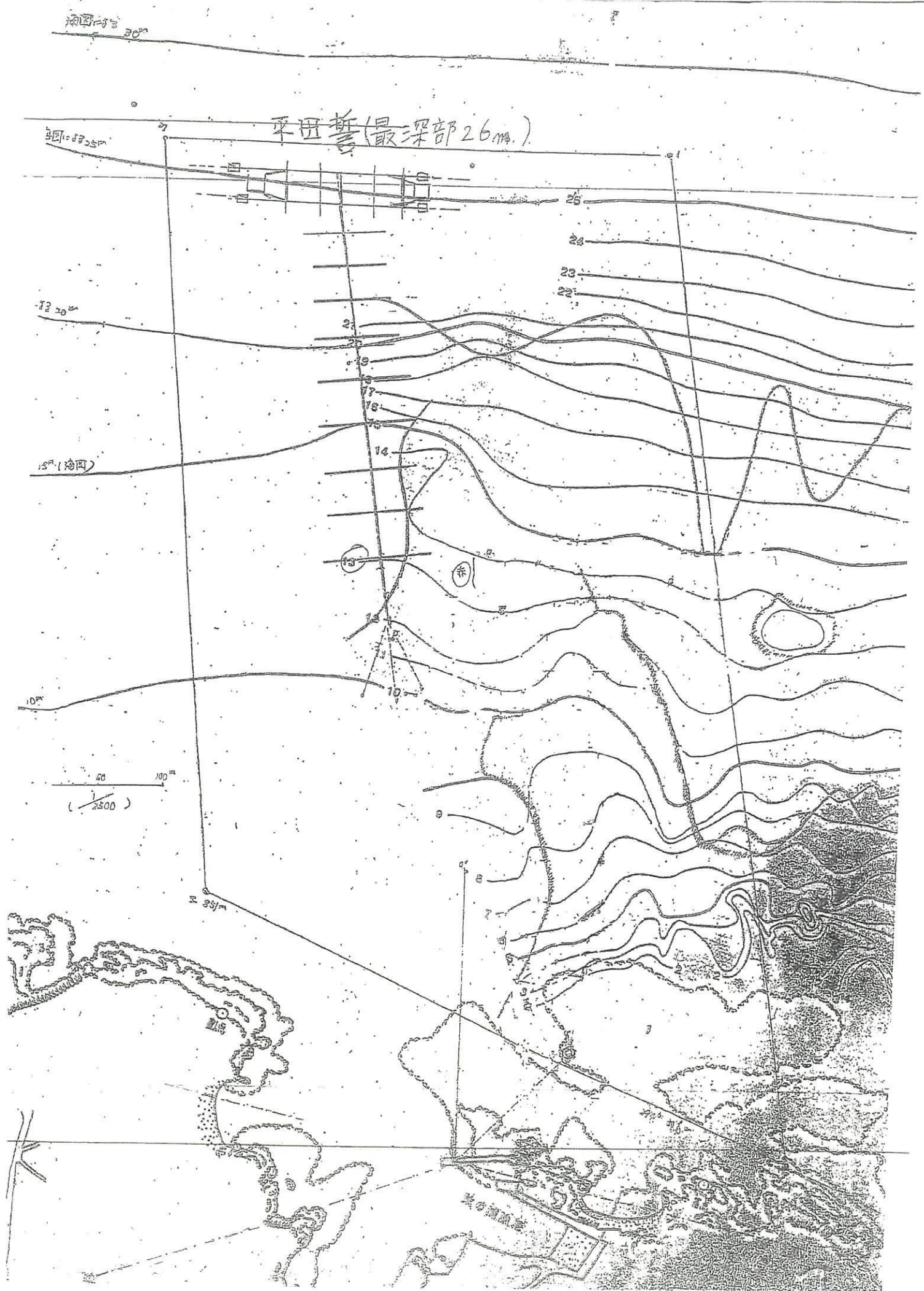


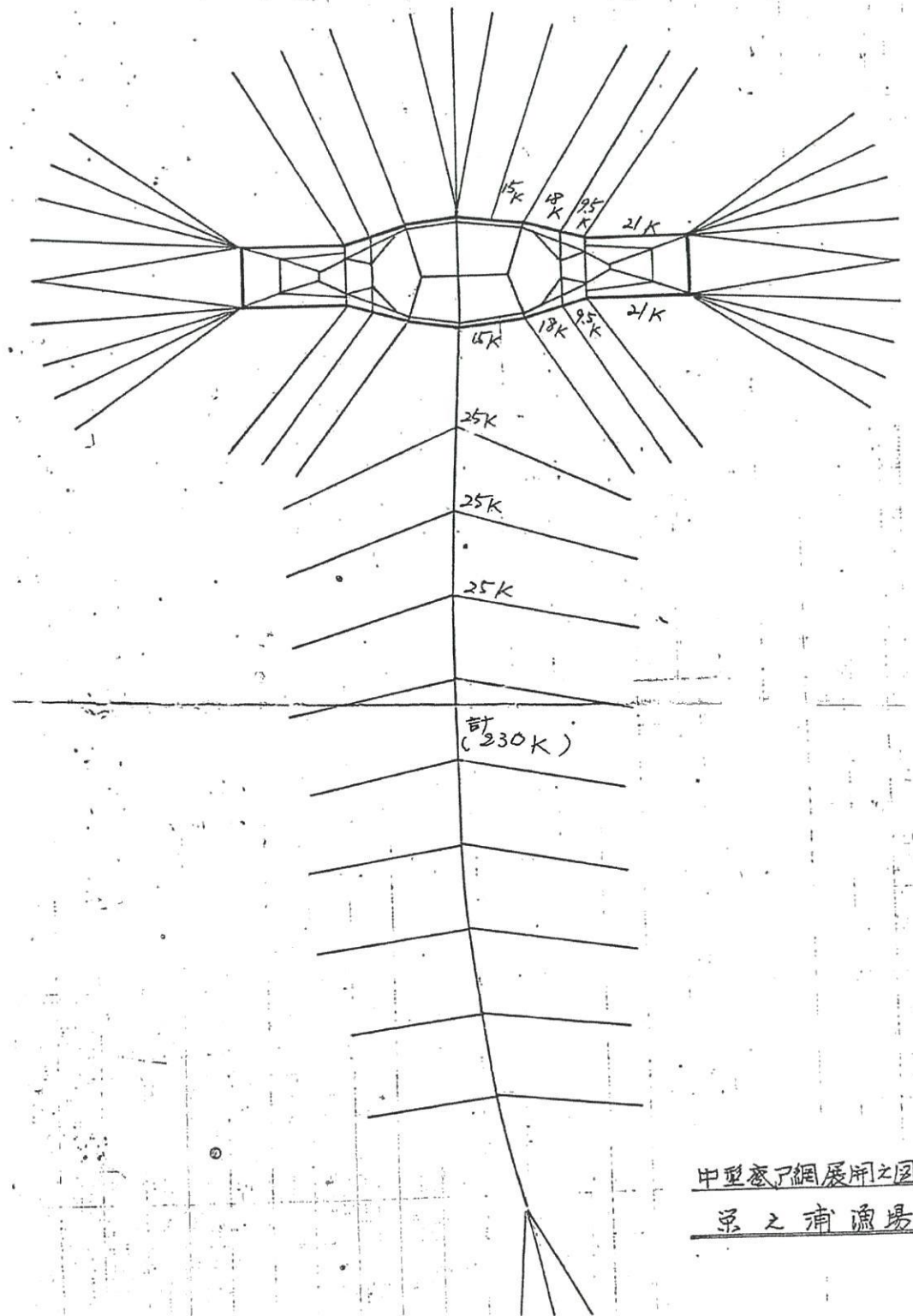
共同漁業権共第 28 号における小型定置漁業の漁具設置について、下記のとおり協議します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 漁業権番号 | 共第 28 号 |
| 2 漁業種類 | あじ小型定置漁業 |
| 3 漁獲物の種類 | あじ・むつ・いなだ・すずき |
| 4 協議期間 | 令和 8 年 9 月 1 日 から 令和 9 年 8 月 31 日 まで
(1 年以内) |
| 5 事業計画の概要 | 別紙、事業計画書のとおり |
| 6 漁具位置図 | 別紙、漁具位置図のとおり |
| 7 漁具設置図 | 別紙、漁具設置図のとおり |

※事業計画 (p70) については事業者の当該事業に関する情報に該当するため、省略しています。





中型魚網展開之図
 糸之浦漁場

同意書

令和 8 年 6 月 17 日付、貴組合から申出のあった共第 28 号に係る
小型定置漁業の漁具設置については、同意します。

令和 8 年 6 月 17 日

西岬漁業協同組合
代表理事組合長 殿

住 所 館山市船形 1452 番地
組合名 館山漁業協同組合
代表理事組合長 鈴木久雄



住 所 館山市波左間 1012 番地
組合名 波左間漁業協同組合
代表理事組合長 黒川 滋



小型定置漁業漁具設置協議書

令和 8 年 6 月 17 日

千葉海区漁業調整委員会
会長 石井 春人 様

住 所 館山市浜田 148 番地
名 称 西岬漁業協同組合
代表理事組合長 海老原 齊

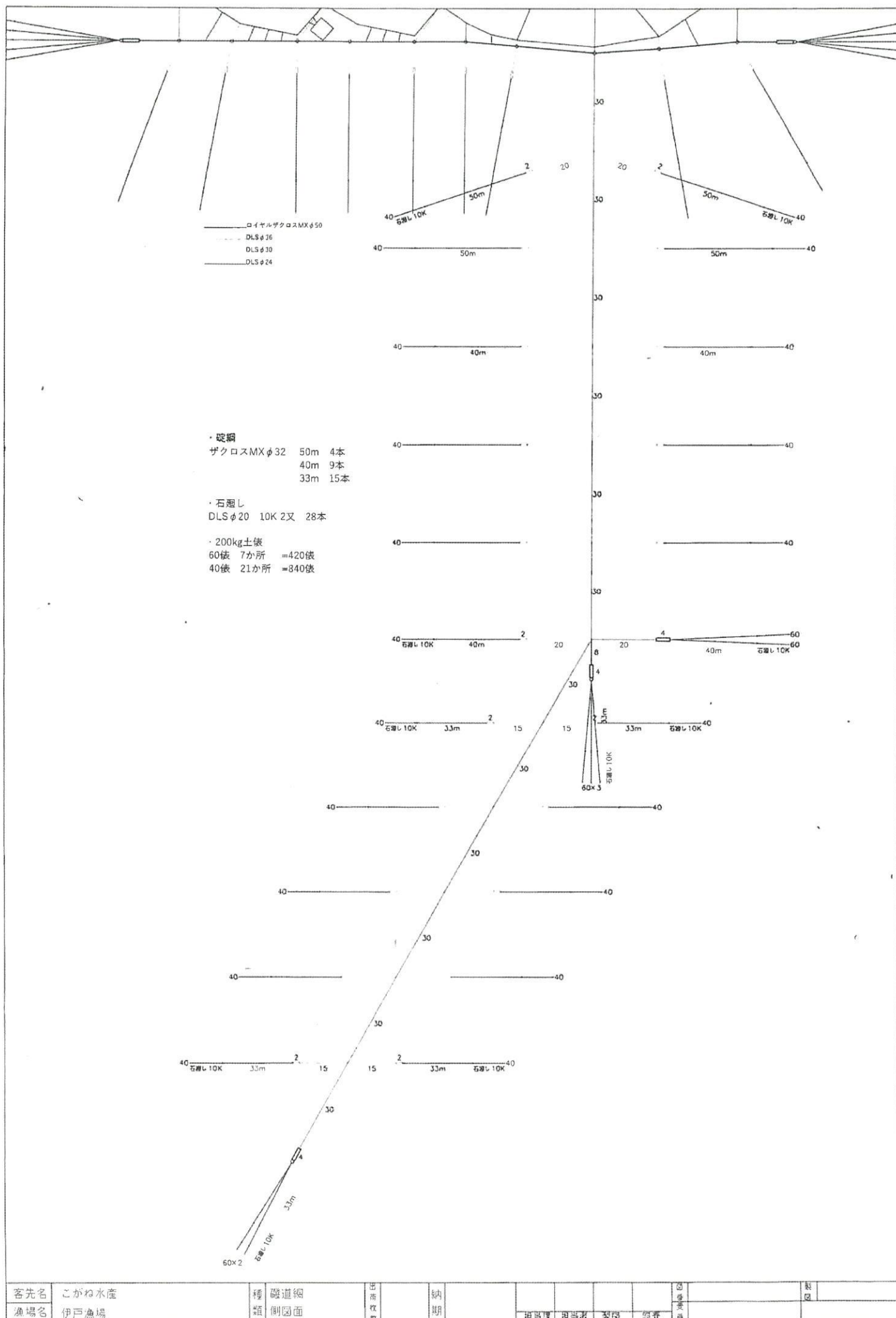


共同漁業権共第 29 号における小型定置漁業の漁具設置について、下記のとおり協議します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 漁業権番号 | 共第 29 号 |
| 2 漁業種類 | あじ小型定置漁業 |
| 3 漁獲物の種類 | あじ・むつ・いなだ・すずき |
| 4 協議期間 | 令和 8 年 9 月 1 日 から 令和 9 年 8 月 31 日 まで
(1 年以内) |
| 5 事業計画の概要 | 別紙、事業計画書のとおり |
| 6 漁具位置図 | 別紙、漁具位置図のとおり |
| 7 漁具設置図 | 別紙、漁具設置図のとおり |

※事業計画 (p75) については事業者の当該事業に関する情報に該当するため、省略しています。



同意書

令和 8 年 6 月 17 日付、貴組合から申出のあった共第 29 号に係る
小型定置漁業の漁具設置については、同意します。

令和 8 年 6 月 17 日

西岬漁業協同組合
代表理事組合長 殿

住 所 館山市船形 1452 番地
組合名 館山漁業協同組合
代表理事組合長 鈴木久雄



住 所 館山市波左間 1012 番地
組合名 波左間漁業協同組合
代表理事組合長 黒川 滋



小型定置漁業漁具設置協議書

令和 8 年 6 月 10 日

千葉海区漁業調整委員会

会長 石井 春人 様

南房総市千倉町千田 1052 番地 6

東安房漁業協同組合

代表理事組合長 佐藤 光 男



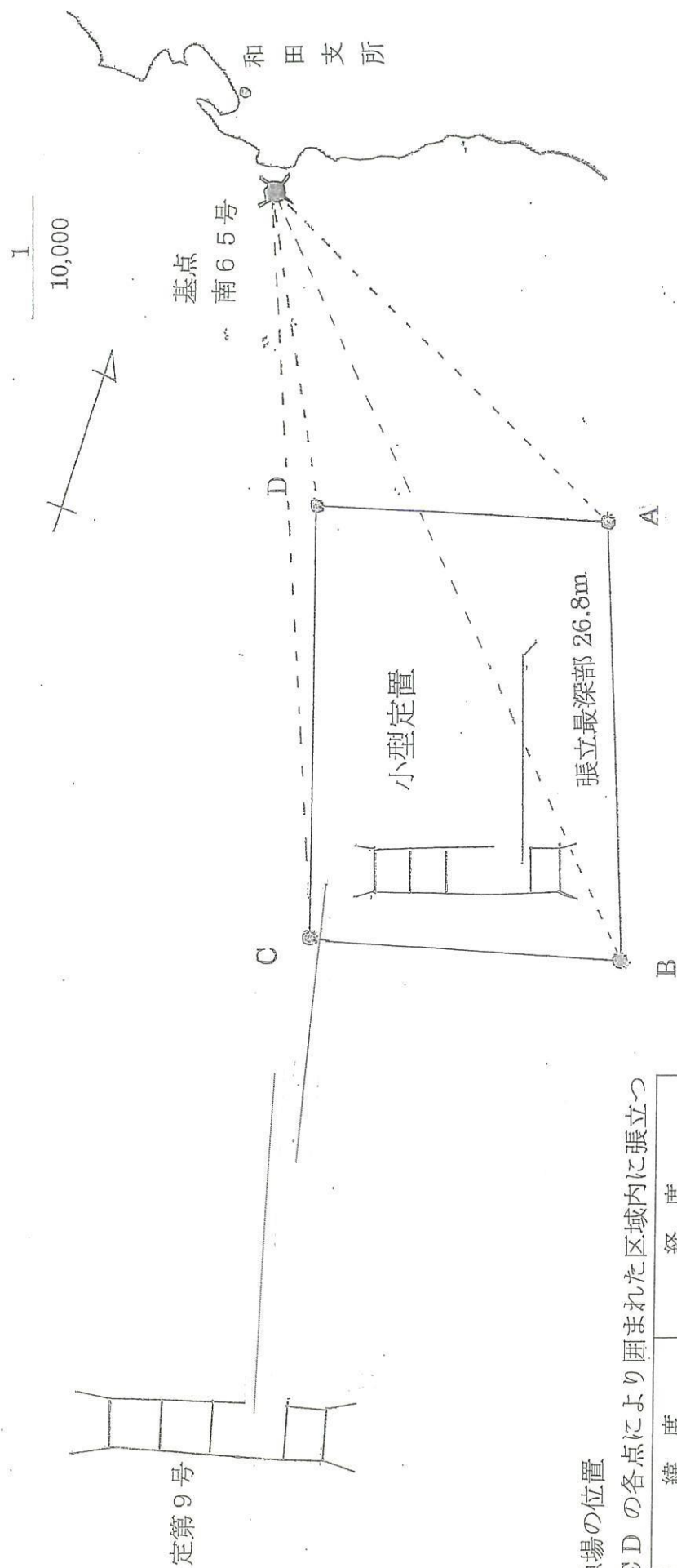
共同漁業権共第 38 号における小型定置漁業の漁具設置について、下記のとおり協議します。

記

- | | |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1 漁業権番号 | 共第 38 号 |
| 2 漁業種類 | あじ小型定置漁業 |
| 3 漁獲物の種類 | あじ、さば、いさき他 |
| 4 協議期間
(1 年以内) | 令和 8 年 10 月 15 日から令和 9 年 9 月 15 日まで |
| 5 事業計画の概要 | 別紙、事業計画書のとおり |
| 6 漁具位置図 | 別紙、漁具位置図のとおり |
| 7 漁具設置図 | 別紙、漁具設置図のとおり |

※事業計画 (pp80~81) については事業者の当該事業に関する情報に該当するため、省略しています。

小型定置 (和田小網) 張立位置図

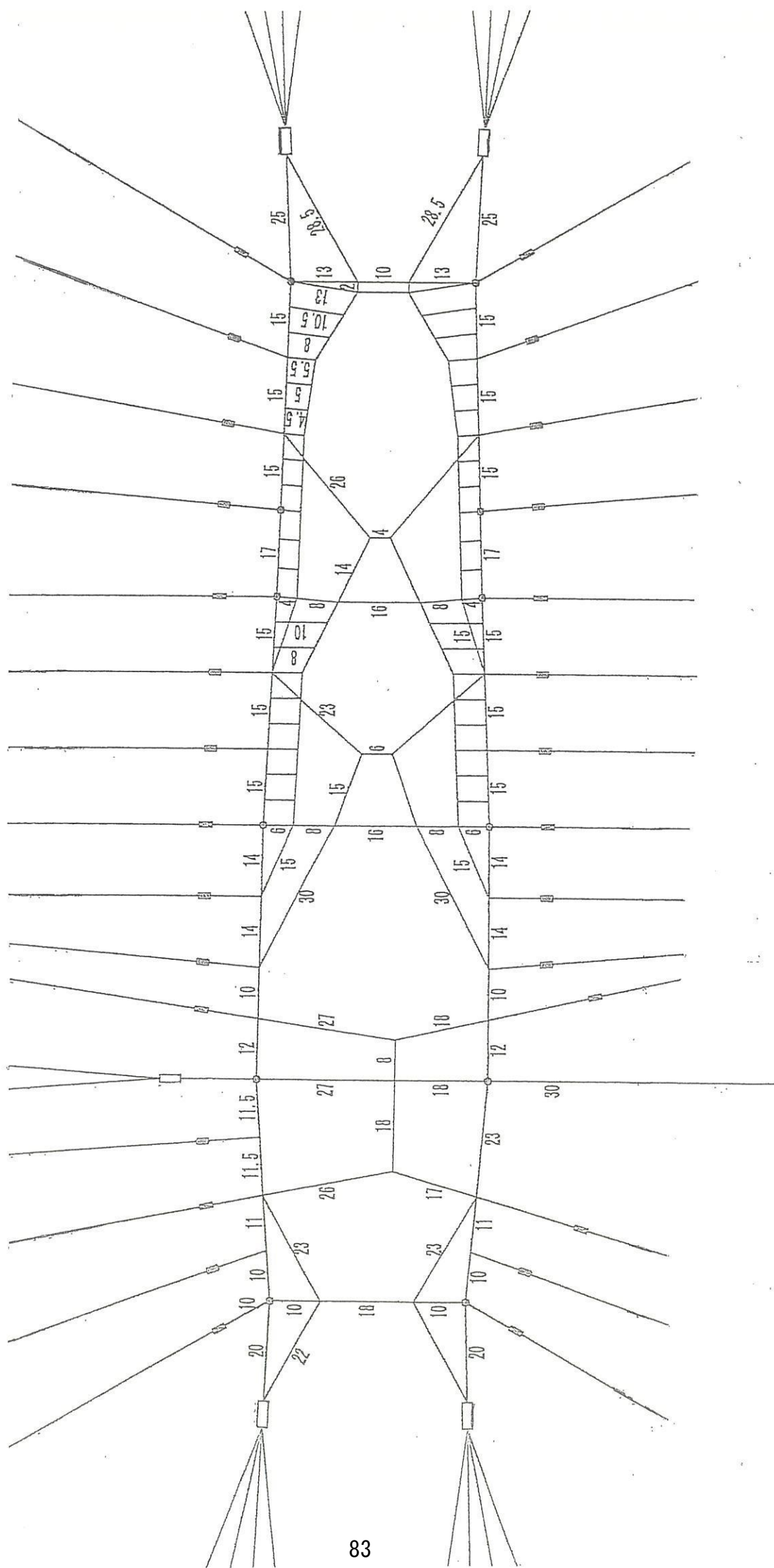


。 漁場の位置

ABCD の各点により囲まれた区域内に張立つ

	緯 度			経 度		
	度	分	秒	度	分	秒
A	35	2	4.4465	140	1	52.4386
B	35	1	37.8801	140	2	21.9798
C	35	1	20.7756	140	1	51.8955
D	35	1	47.3185	140	1	23.6316

(表示: 匕口)



同意書

令和 8 年 6 月 2 日付けで、貴組合から申出のあった共第 38 号に係る小型
定置漁業の漁具設置については、同意します。

令和 8 年 6 月 10 日

東安房漁業協同組合代表理事組合長 様

住 所
組合名
代表理事組合長

千葉県鴨川市磯村137番地2
鴨川市漁業協同組合
代表理事組合長 鈴木良太郎



住 所
組合名
代表理事組合長

千葉県館山市船形1,452番地
館山漁業協同組合
代表理事組合長 鈴木久雄



第 5 号議案

令和 8 年度全国海区漁業調整委員会連合会第 6 1 回東日本
ブロック会議に提出する議題等について

このことについて、別添の内容について審議されたい。

令和 8 年 7 月 1 6 日

会 長 石 井 春 人

※pp86～94については他機関が作成した資料の内容が含まれるため省略しています。